住所　東京都江戸川区平井３丁目24番24号
　張金竜　昭和63年２月３日生
住所　千葉県船橋市藤原６丁目39番６号
　淺海文子　昭和36年７月１日生
住所　名古屋市昭和区福江３丁目５番19号
　具悦代　昭和60年９月５日生
住所　名古屋市港区名港１丁目１番19号
　朴静江　昭和29年10月６日生
住所　名古屋市天白区植田本町３丁目815番地
　金英伸　昭和51年８月21日生
住所　名古屋市港区知多３丁目401番地
　全明珠　昭和49年１月13日生
住所　愛知県安城市高棚町三反田65番地20
　蔡馥羽　昭和49年８月３日生
　杜明璇　平成５年11月11日生
住所　千葉県木更津市畑沢３丁目26番５号
　ジェニカ・ローズ・ヘルペラ・シモツマ　平成４年２月２日生
住所　長野県松本市埋橋１丁目４番９号
　郭金歌　昭和56年５月23日生
住所　京都府相楽郡精華町精華台５丁目９番地４
　金光次　昭和40年11月15日生
　李有子　昭和40年９月４日生
　金真伊　平成６年４月５日生
　金礼悟　平成17年５月25日生

○国土交通省告示第八百八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号。以下「海洋汚染防止法一部改正法」という。）附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際船舶・港湾保安法第二十条第七項並びに海洋汚染防止法一部改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十九年八月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

函館支部八戸事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	青森県八戸市城下一丁目14番４号
変更後	青森県八戸市内丸一丁目６番24号

㈡　変更年月日　平成二十九年九月一日

住所　京都府京丹後市丹後町間人486番地
　李正容　昭和23年２月14日生
　権淳順　昭和27年７月11日生
　李謙吾　昭和51年７月29日生
住所　東京都世田谷区奥沢７丁目18番４号
　李静姫　昭和53年10月19日生
住所　浜松市東区天王町1283番地２
　李進吾　昭和61年12月25日生
住所　神戸市兵庫区荒田町１丁目６番20―201号
　玄春鷹　昭和47年11月27日生
住所　神戸市北区藤原台北町２丁目20番３号
　李怜花　昭和58年２月28日生
住所　神戸市西区井吹台西町１丁目７番地
　李幸夫　昭和38年４月１日生
住所　神戸市西区井吹台西町１丁目７番地
　李久留美　昭和40年２月４日生
　宋智津巳　平成８年８月16日生
住所　兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目61番18―201号
　崔晃永　平成３年１月16日生
住所　兵庫県尼崎市水堂町４丁目16番11号
　姜真道　昭和57年５月22日生
住所　兵庫県明石市大久保町大窪525番地14
　金鳳順　昭和17年４月２日生
　卞理恵　昭和46年４月16日生
住所　兵庫県姫路市北原500番地12
　金聖和　昭和43年４月30日生
住所　兵庫県小野市来住町1447番地１
　金―也　昭和45年３月15日生

○国土交通省告示第八百九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十九年八月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十九年七月三十日
二　登録番号　４
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　American Bureau of Shipping
四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive, Houston, Texas 77060 United States of America
五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町１―１　ＫＤＸ横浜ビル
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町１―１　ＫＤＸ横浜ビル
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通り７―１―１　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常磐町４―４―６
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７―１　住友生命ビル

○国土交通省告示第八百十号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

附則第三項の表二の項、同表三のロの項及び同表四の項利率欄中「〇・四パーセント」を「〇・三パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十九年八月九日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。